（令和二年度に実施する採用試験の特例）

第三条　令和二年度に実施する採用試験に係る別表第二の規定の適用については、同表国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中「専門試験（記述式）、政策課題討議試験」とあるのは「専門試験（記述式）」と、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「専門試験（記述式）、政策論文試験」とあるのは「政策論文試験」とする。

（新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。